

平成 27 年度第 4 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 27 年 11 月 26 日 (木) 9 時 30 分から 10 時 30 分まで
場 所	平塚市教育会館 2 階 中会議室
出席委員 (10 名)	藤野会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員、長沼委員
事務局 (12 名)	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、環境施設課担当課長、施設整備・広域担当長、事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、破碎処理場担当長、上家主査、宮田主任
傍聴者 (0 名)	なし

【開 会】

(事務局) 挨拶

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

(会長) 挨拶

【審 議】

(事務局)

これより進行は会長にお願いします。

(会長)

お手元の次第に報告事項として (1) から (3) までありますので、事務局から資料等を含め説明をお願いします。

(事務局)

それでは、(1) 平成 27 年 9 月平塚市議会定例会について、でございます。9 月の平塚市議会定例会において、廃棄物に関連した質疑が行われましたので情報提供させていただきます。資料 1 をご覧ください。金子議員からは 3 つの点についてご質問をいただきました。1 つ目は、家庭ごみの有料化に対する市の考えについてです。2 つ目は、家庭ごみの戸別収集の導入とステーション方式との併用についてです。3 つ目は、家庭ごみ収集業務の民間委託の導入についてです。それに対し、環境部長からはそれぞれに対し答弁しております。1 つ目の家庭ごみの有料化に対する市の考えにつきましては、ごみの総排出量は減少傾向にあるとともに、ごみ処理施設の稼働をはじめ、焼却灰の資源化処理などは円滑に運営をしていること、導入にあたっては、ごみ減量意識の向上、資源化率の向上、公平性の確保などに効果があるとされていることから、導入する場合には、市民理解を得られる説明が必要であると答弁しております。2 つ目の家庭ごみの戸別収集導入とステーション方式との併用については、戸別収集は、収集場所が増えることによる経費増が見込まれる一方、現状におけるごみの排出に対する公平性の確保や自治会の負担軽減、さらに今後の老年人口の増加を見据えたステーション排出困難者への対応などの諸

課題解決とともに、不適切排出の抑制効果も期待できると答弁しております。3つ目の家庭ごみ収集業務の民間委託導入につきましては、この廃棄物対策審議会で議論している、事業系のみ限定している本市の一般廃棄物収集運搬業の許可条件を一部家庭系まで拡大していくことのほか、定年退職による収集業務職員数減少に対応する民間委託について、家庭ごみの有料化、戸別収集導入ともあわせ具体的に検討を進めてまいりますと答弁しております。以上です。

(会長)

ただいまの報告事項について何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。議会で議事録に残るやりとりがあったということです。これを踏まえながら、検討事項等のところで、扱っていくということで宜しいかと思えます。次の(2)の答申書の手交について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「(2) 一般廃棄物の処理手数料等の額の改定に伴う答申書の手交について」でございます。資料2をご覧くださいと思います。前回の審議会の後、9月18日に藤野会長から平塚市長に、審議会としての答申書をお渡しいただきました。内容につきましては、第3回目の審議会を確認したものとほとんど変わりありませんので割愛をさせていただきます。次に、資料3をご覧ください。今回、条例の一部改正を12月の市議会に上程をいたしますが、内容は3点ございます。そのうちの2点は、これまでの審議会での議論を踏まえたものでございます。17条と18条ですが、一般廃棄物収集運搬業の不利益処分に関連したもので、この改正により、市の処理施設への受入拒否や改善勧告書の発行等に向けた手続きが可能になります。34条及び別表第1でございますが、廃棄物の処理手数料等の改定等に関する内容になっております。そして、3つ目でございますが、上位法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正です。これは、大規模災害発生時の対応に係る規定が整備されたことを受けまして、既に定められている平時の対応に加え、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置及び届出の特例に係る縦覧等の規定を追加するものです。以上でございます。

(会長)

(2)については、質問はございますか。ありませんか。なければ、「(3) 剪定枝の収集状況について」移りたいと思います。

(事務局)

資料の方はございません。10月から剪定枝につきましては、市民の方に分別協力をいただきまして資源化处理を行っております。1か月の各戸収集の実績について、説明をさせていただきます。二宮町への搬入量は、19,160キログラムで、約19トンです。収集した戸数は約650戸となっております。収集した剪定枝につきましては、二宮町のウッドチップセンターに搬入し、破碎処理した後、発電の燃料や堆肥の原料として利用されます。このことに伴いまして、本市のごみ焼却場の焼却量が減少されております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。(3)についてはご質問はありますか。

(委員)

自治会長の立場でご家庭からよく質問を受けるのですが、浸透していない部分があると思いますがそのあたりはいかがですか。

(事務局)

10月から剪定枝につきましては、各戸収集ということで、それに先立ちまして、平塚市のごみ通信を自治会の方に回覧させていただいております、10月から実際の運用がはじまりまして、2か月近くたちましたので、ごみ通信の12月号の中であらためまして、御協力いただいた結果、何トン収集を行い、資源化できたというようなことの紹介と、収集の予約方法について回覧をしていきたいと思っております。

(委員)

分かりました。

(会長)

その他にはどうでしょうか。報告については以上ということによろしいでしょうか。次に、議題へと移ります。「(1) 既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧くださいと思います。「(1) 既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定について」ですが、これまでの審議会でのご意見を取りまとめさせていただきました。構成といたしましては、1ページ目の「第1」には、対象となる家庭ごみと平塚市の一般廃棄物収集運搬許可業者を整理しております。2ページから3ページにかけては、「第2」として、許可業者に対する上乗せの基準を廃棄物処理法で規定されている許可基準にそったかたちで整理しております。そして4ページの「第3」には、料金設定に関する内容を整理しております。なお、事前に配布させていただきました答申素案に対しまして、長沼委員からご意見をいただいております。1つは、標題が諮問事項と一部異なっていたため、修正を行うものでございます。本日お配りした資料の下線部分が該当いたします。もう1つは、2ページ下段の「2 申請者の能力に係る基準」の中の表記でございます。ここでは「能力に係る基準」を併記しておりますので、文末を「～できること」と整理する方が望ましいとの意見です。この点につきましては、下線部分のとおり修正させていただいております。以上です。

(会長)

この内容につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。修正部分を含めて、この内容によろしいでしょうか。

(全委員)

承認。

(会長)

それではこの内容でいきたいと思います。次に「(2) 搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料6をご覧くださいと思います。「(2) 搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について」でございます。こちらにつきましても、これまでの審議会での意見を取りまとめさせていただいております。構成といたしましては、1ページ目の「第1」には、この答申全体の考え方を記載しております。1ページ下段から2ページ上段にかけての「第2」には、違反行為、市の処理施設への搬入

基準の考え方を整理しております。2 ページの「第 3」には、12 月議会で上程を予定しております条例改正が議決された場合の、改善等勧告書の発行基準と搬入停止の基準の設計について、記載しております。3 ページの「第 4」には、今回の不利益処分がおよぶ範囲について、前回の審議会においてもご意見をいただいたところですので記載しております。事業の停止であるとか、許可の取消処分については、当面の間は制度設計を行わず、今後の運用の中で改善、検討すべきであるという内容のものでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。それでは不利益処分の設定については、ご意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

(全委員)

承認

(会長)

それでは、次に「3 家庭系ごみの有料化（提言：平成 26 年 3 月）に関する意見交換について」、事務局から前もって説明があればお願いします。

(事務局)

今回、資料 4 ということで、提言書をつけさせていただいておりますが、これは皆様が審議会の委員にご就任いただいたときにお配りしたものです。委員の皆様の中には、今年度で任期が最後になる方もいらっしゃいます。来年も有料化、戸別収集、民間委託については、協議していかないといけないものですが、2 年間、審議会でご議論をいただいた中で、最初にお配りしております提言書の内容を再度確認いただきまして、あらためて付け加える内容があるのか、あと戸別収集のイメージも委員の皆様でいろいろお持ちだと思いますので、その点について意見交換をお願いできればと思います。

(会長)

これは平成 26 年 3 月なので平成 25 年度ということなので、実際にこの提言書をまとめるにあたってのご議論に、直接関わっていなかった委員もいらっしゃいますので、提言書として出ているわけですから、それを更に表現をかえて、次年度に引継ぐようなかたちがよければ、ご意見をいただいて、修正をかけていきたいと思えます。先ほどの資料 1 にありましたように、委員からも議会で質問があり、環境部長からも有料化を含めて回答があったわけですから、それを踏まえて考えていく必要があると思えます。いかがでしょう。特に、6 ページ以降の内容については、審議会の提言としては、今後の将来をみたときに有料化は避けて通れない、平塚市の場合、ごみの減量化は数字の上では順調に推移してきています、減量化を進めるためには有料化は有効だとは思いますが。戸別収集の導入を推し進めるには、高齢化の問題もありますし、自治会のごみステーションの管理の軽減化という問題もあります。その戸別収集を進めていくということを考えたときに、家庭系ごみの有料化、市民の方々の理解を得ながら進めていかなければいけないだろうというのが内容の提言になっている。このあたりを来年度以降の審議会でも引き継いでいってほしいところかなと考えます。

(委員)

この提言書をだしたとき、私も議論に加わっていました。その中に盛られていると思えます。議会においても、だいたいこの線に沿ったかたちで質問しておりましたので、これでよろしいかと思っております。

(会長)

審議会としての提言書ですけれども、この内容の核となる部分については、今後、市長から諮問として受け取るとなれば、この提言書を踏まえた上で、審議会としても議論をして、答申案をまとめるべきだろうと思います。そのあたりは議事録にも残しておいてほしいと思います。せっかく提言書を踏まえた質疑応答が議会の中でもあるわけですし、また市長も前向きな趣旨を述べられていますので。

(委員)

方向的には有料化、戸別収集には賛成ですが、ここにも書かれているように高齢者が増え、子供のおむつより大人のおむつが多くなるにつれ、ごみの排出量もおむつなどが多くなると思います。そういった中で、高齢者に対しては、おむつの量を減らすことはできないので、生ごみのように減らすことができないので、おむつは可燃ごみに出すしかないと思います、そういった中で福祉の方との兼ね合いかもしれませんが、有料化はこれからの議論になりますが、たとえば袋を配布するような措置をとってほしいというのと、戸別収集になると、各戸の前に出すこととなります。そうすると、ごみの集積所にごみのネットを張って前に出してカラスが来ないようにしているように、各戸の前となると、それだけ収集時間がかかるようになると思います。ごみ袋を置いておく時間も長くなりますので、人員配置でカバーするかどうかはわかりませんが、そういったところもきちんと対応しながら、こういったことを進めてほしいと思います。

(会長)

有料化をどういうふうにするかで、今の話が出てくることと思います。ただ、そういった配慮も必要だということを議事録に残しておけばいいと思います。

(委員)

確認ですけれども、この提言書をもとに、委員は変わるかもしれませんが、審議会としての議論をしていくということでもいいんですよ。

(会長)

よろしいと思います。

(委員)

その中でお願いなんですけれども、8ページの「(イ) 民間委託による財源の確保」、この部分について、「エ 財源の確保」という枠組みの中で、民間委託を捉えているように感じますが、民間委託によるという議論を広げていく必要があると思っております。従って、(1) (2) のようにランクアップして議論の中心になっていくのかなと思います。財源の確保のための、民間委託なんじゃないかなと思います。

(会長)

市としては財源の確保というのは避けて通れない問題ですよ。

(事務局)

市全体としての歳入は今後、増加傾向が見込んでいませんので、といっても需要部分、必要額が増えてきています、特に扶助費などはあるが、あらたに事業を行う場合は、創意工夫を十分にしなさいとは市長から言われている部分でもありますし、今回答申をいただいて料金改定をしていくとなかにならなくて、

事業にあてる経費をその分市民に負担を求めていくことで財源を確保させてもらいたいということになるので、今後更に需要を満たしていくということになれば、財源は必要なものとして、分配・再分配をどうするかというのはもともとあることではあります、どうしてもしなければいけない事業については、できるだけ財源の確保はみずからでしていけというのは、もともと財政当局から言われてきているところなので、新たなサービスをするにあたっては、その財源を考えた上で事業を展開していきなさいということにつながります。

(会長)

廃棄物だけの問題ではなくて、市が行っているサービス全般に関わることでよね。

(事務局)

はい。

(会長)

そう考えると、位置的にもう少し上にあってもおかしくないのかもしれませんが。当然そういった認識に立たなければいけないということですね。市としては、市長の考えもあるでしょうが、市民理解を得ながら有料化を進めていくことになるのでしようけれど、この提言書の内容をより具体的に議論するというのは、来年度の早々からというように、そういった雰囲気にあるのでしょうか。

(事務局)

先ほどの報告事項の中で説明させていただきましたが、市議会でも金子議員からの質問に対し、一步踏み込んで、具体的に検討を進めてまいりますという表現で答弁しております。私が答弁しておりますが、市長も同じ考えです。ただ、どのタイミングで諮問をさせていただくことになるのかは、来年度は委員の任期が初年度という部分もありますので、今回のように最初に諮問させていただいて、秋口までに答申をもらうというのは無理があるのかなというのが個人的には描いているところです。新たな委員に提言書や市の状況を含めて、御認識、御理解をいただいた上で、有料化、戸別収集、民間委託の3つについて具体的に審議をしていただけるか、そういったところも見据えた中で市長には報告し、その上で市長のお考えで諮問をしようとなれば諮問することになると思います。先ほども、事務局からご説明いたしました、来年度に向けて、どういった資料があれば議論がしやすくなるかとか、ここ2年間の皆様の経験を踏まえた上で、ご意見をいただければと思います。そうしたところを念頭に、この議題(3)を設けさせていただいております。

(委員)

近隣市町で有料化、戸別収集を実施しているところの資料があればと思います。実際、戸別収集を受けている他の自治体に住んでいる方からは、新聞報道でも反対ということが書かれていたが、ありがたいという話も聞いています。時勢の流れもある、そういった話の流れ、経緯についても聞けるとありがたいと思います。

(事務局)

市民理解を得るために、市民意見をどのように吸い上げるのか、アンケートというと無作為に3,000人近くの方にアンケートというのが多いですが、自治会にご協力いただいているのは事実なので、自治会の中でもまず会長にアンケートをとってみて、そして次のステップでアンケートというように、アンケート1つとっても、それに対しご意見をいただけると、次年度の議論の1つとして参考になります。

(委員)

そのとおりです、議会で質問して外に出た時に、南原の自治会長に呼び止められ、戸別収集は是非やってくれということです、やり方はこれから協議ですが、街の中はステーション方式に対する苦情が自治会の中でも多い、役員を決めるのも大変、そういう面からすると、平自連の方で協議していただくというのも重要な方策かなと思います。そして、意見の集約という面で行政にも対応していただくのがよいのかなと思います。

(委員)

ごみ関係はどうしても市民がついてまわるので、今まで行政が 100%に近いサービスをやってきた、財政が厳しいというなか、市民が応分の負担を、有料化を含めて、これから担っていただかないと難しいのかな、行政もアンケートでも行って、この場に諮問していただけると話がしやすいのかなと思います。

(会長)

この提言については、次年度を含め、有料化の議論のたたき台としてやっていただくという確認をとったということでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは、「(4) その他」について、何か事務局からありますか。

(事務局)

答申については、藤野会長と日程調整し、市長の方へ手交をお願いしたいと思います。

(会長)

本日で今年度の審議会が終わりとなります。委員の任期も来年の3月末までではありますが、委員の皆さんからご感想をお願いします。

《全委員から感想》

(会長)

最後になりますが、廃棄物対策審議会としては、ごみの有料化というのは責任のある、非常に重たい課題、全ての市民に影響のあることですので、いろいろな視点から議論をこれからもしていかなければいけないのだろうという思いでおりますが、長年、審議会に携わってきて、ようやく、有料化を含めて、具体的な議論ができる入口にきたのかなという気がしています。この流れを今後の審議会の中でもとめないで、きちんと議論をしていっていただきたいと思います。以上です。

(事務局)

先ほどの件で、追加して申し上げます。市長への手交についてですが、今後藤野会長に行っていただきますが、今回が審議会としては最終回になりますので、いついつ手交しましたということは、皆さんにはご報告いたしません。ご了承いただきたいと思います。

(事務局)

皆さんには2年間本当にありがとうございました。当審議会からいただいた答申を踏まえて、できるだけ尊重した中で、反映すべき条例改正とかあれば、今回を含めて、してきた経緯があります、私も4年間環境部長を仰せつかりまして、当審議会と関わりを持たせていただきましたが、来年の3月で一緒に私も卒業となります。

皆さんも3月までは任期がごございますので、審議会については、今回をもって予定はクリアーすることになりますが、年度末までは審議会委員というお立場はありますので、言い足りなかった部分や今後の審議会の中で議論をしていただいた方がいいことがあれば、事務局の方にいただければ、次年度以降の議題になるかどうかはわかりませんが参考になると思います。本当に2年間ありがとうございました。

(会長)

それでは、これで今年度の審議会は終了となります。1年間、ご苦労さまでした。

以上